協会規約

町田市ゴルフ協会の規約を以下の通り定めます。

町田市ゴルフ協会 規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、町田市ゴルフ協会(以下、協会という)と称し、本部を町田市内に置く。

第2条(目的)

協会は町田市内に在住または在勤するゴルフ愛好者を統括し、生涯スポーツ、また競技スポーツとしての健全なるゴルフの普及、発展と正しいマナーの教育に努めることをもって会員の体力の向上とスポーツ振興に寄与し、併せて会員の相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条(事業)

協会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1、各種ゴルフ大会の企画及び実施。
- 2、ゴルフの普及、発展に関する調査・研究及び指導。
- 3、ジュニアの指導育成。
- 4、町田市を代表する選手を選考し、各種ゴルフ大会への派遣。
- 5、同一目的を有する他団体との交流及び協力。
- 6、その他、協会の目的達成に必要な事業。

第2章 会員

第4条(会員)

1、会員とは、東京都町田市に在住、在勤、在学又は、それに準ずる者で、本会の趣旨に賛同し、協会に加入したものとする。

反社会的組織の関係者は会員になれない。

2、協会に加入、又は退会を希望する者は、別に定める町田市ゴルフ協会細則に ある必要な手続きを行う。

第5条(会員の権利)

- 1、会員は、協会の主催する事業、及び関係する事業に参加できる。
- 2、会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

第6条(会員の義務)

会員は、次の義務を負う。

- 1、年度会費、及び第5条による必要な経費を納入する。但し、詳細は細則による。
- 2、協会の規約、細則を遵守する。
- 3、会員は、互いに協力して協会の発展に努力する。

第3章 役員

第7条(役員)

協会に次の役員をおく。

1、会長 1名

2、副会長 若干名

3、理事長 1名

4、副理事長 若干名

5、理事 若干名

6、会計 2名

7、監事 2名

第8条(役員の選出および任期)

協会役員の選出方法、および、任期は次のとおり定める。

- 1、会長、副会長は総会において選出する。
- 2、理事は、総会で会員の中から選出する。この他に会長は、理事を総会で指名し 選出する事ができる。
- 3、理事長・副理事長は理事の互選とする。
- 4、会計、監事は理事会にて推薦し、総会の承認を得る。
- 5、役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6、役員に欠員が生じたときは、その補充ができる。任期は残存期間。

第9条(役員の報酬)

役員は無報酬とする。

第10条 (役員の任務)

役員の任務は以下とする。

- 1、会長は本会を代表し会務を統括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時は、その職務を代行する。
- 3、理事長は理事会の決するところにより会務を処理する。理事長は必要あるときは 会長の承認を得てこれを専決することができる。

但し、この場合は次回理事会に報告し、承認を得なければならない。

- 4、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5、理事は第3条の事業を推進する。
- 6、会計は本協会の会計全般を行う。
- 7、監事は本協会の事業及び会計の執行を監査する。

第4章 名誉役員

第11条(名誉役員)

協会に次の名誉役員を置くことができる。

- 1、名誉会長 若干名
- 2、相談役 若干名
- 3、顧問 若干名

第12条 (名誉役員の選出)

名誉役員の選出は、総会の推薦によって会長が委嘱する。

第13条 (名誉役員の任期)

名誉役員の任期は2か年とする。但し、再任を妨げない。

第14条(名誉役員の任務)

名誉役員は、会長の諮問に応じる。また、総会・役員会に出席し、意見を述べることができる。但し、議決には参加できない。

第15条(名誉役員の報酬)

名誉役員は無報酬とする。

第5章 総会

第16条 総会

本協会の総会は年1回会長が招集し、以下の事項を決議する。但し会長が認めた時は理事会を臨時総会として、決定事項をその後の総会で報告をする。

- 1、事業報告、事業計画、及び決算、予算
- 2、規約の制定、改定
- 3、役員の選任
- 4、その他運営上必要な事項

第6章 理事会

第17条 (理事会)

- 1、理事会は会長、副会長、副理事長、理事をもって構成し、会長の承認を得て理事長が招集する。
- 2、理事会は本協会の運営に関し必要な事項を執行する。

第18条 (定足数と議決)

定足数と議決総会および理事会の審議は出席者、及び委任状を含む 2 分の 1 以上をもって成立する。また同数の場合は会長が決定する。

第19条 (運営費)

当協会の運営には年会費、補助金、協賛金などとその他の収入をもって充当する。

附則 この規約は令和4年4月1日から施行する。